

平成29年度業務実績評価について（案）

区 分	議 決	対象範囲	法人全体
-----	-----	------	------

エグゼクティブサマリー

評価項目	29年度自己評価	評価項目	29年度自己評価
I－1 管理・運用の基本的な方針、運用の目標	B	I－7 管理及び運用能力の向上	B
I－2 リスク管理	B	I－8 調査研究業務	B
I－3 運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項	A	II－1 効率的な業務運営体制の確立	B
I－4 透明性の向上	B	II－2 業務運営の効率化に伴う経費節減	B
I－5 基本ポートフォリオ等	B	III－1 財務内容の改善に関する事項	B
I－6 管理及び運用に関し遵守すべき事項	A	IV－1 その他業務運営に関する重要事項	A

バックグラウンド

- 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条第2項の規定に基づき、業務実績報告及び自己評価書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内（6月末まで）に厚生労働大臣に提出するもの。

今後の予定

- 6/28 第12回経営委員会で議決
- 6/29 厚生労働大臣へ提出
- 7/6 ホームページ上に公表
- 7/25 社会保障審議会資金運用部会
- 9月上旬 厚生労働大臣評価結果通知及び公表

検証方法等

- 年金積立金管理運用独立行政法人法第29条に基づき、厚生労働大臣は「社会保障審議会資金運用部会」に諮問をしなければならない。
- 評価指針において「評価に当たって役員等から必要な情報を収集し、法人の実情を踏まえた的確な評価を実施する」とされていることから、理事長、理事及び監査委員が「社会保障審議会資金運用部会」に出席する。

評価結果の活用

- 年度・中期計画の見直し、次期以降の計画策定
- 法人内部の組織体制の見直し、人事計画
- 法人内部の予算配分
- 業務手法の見直し
- 役職員の処遇（厚生労働大臣の業務実績評価に基づき決定される「業績勘案率」を用いて役員（常勤）の退職金の算定が行われる。）